## 有田川町観光協会会則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、有田川町の観光に関する事業の振興図り、町民の福祉増進と産業の伸展に寄与し、有田川町の発展を期することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は「有田川町観光協会」と称する。

(所在地)

第3条 本会の事務所は、和歌山県有田郡有田川町中井原136-2番地 有田川町役場金屋庁舎 商工観光課内 とする。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的達成のために、次の事業を行う。
  - (1) 観光事業に関する調査、研究
  - (2) 観光の宣伝及び普及
  - (3) 観光施設の計画と促進及び整備、美化清掃
  - (4) 観光事業従事員の資質向上
  - (5) 特産品の考案開発及び改善指導、販売
  - (6) 観光イベントの開催及び観光客の誘致に関すること
  - (7) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員及び組織

(会員)

- 第5条 本会の会員は、有田川町に在住もしくは、事業所を有する者で、観光に関係する者及び本会の趣旨に賛同する者(以下「会員」という。) を持って組織する。
  - 2. 理事会の推薦により、賛助会員を置くことが出来る。

(組織)

第6条 本会には、吉備支部・金屋支部・しみず支部を置くことができる。

(入会)

第7条 本会の会員となるには、入会申込書を会長に提出し、その承認を得

るものとする。

### (資格の喪失)

- 第8条 本会の会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。
  - (1) 脱 退
  - (2) 除 名
    - 2. 会員が脱退しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。
    - 3. 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の趣旨に違反する行為をしたとき、若しくは、会費の納入を怠ったときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

### (会費)

- 第9条会員の会費は、総会において定める額とする。但し、設立年度の 会費については、1口3,000円とし、個人会員は1口以上、法人 会員は5口以上とする。
  - 2. 会員は、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

## 第3章 役員及び職員

(役員)

- 第10条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名
  - (3) 理事若干名
  - (4) 監事 2名
    - 2. 本会に顧問を若干名おくことができ、理事会の承認を得て会長が 委嘱する。

### (役員の選任)

- 第11条 理事は、会員のうちから総会において選出する。
  - 2. 会長、副会長は理事のなかから互選する。
  - 3. 監事は、会長が会員のうちから指名する。

#### (役員の任期)

- 第12条 役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。
  - 2. 欠員の生じた場合、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 3. 役員は、その任期が満了の場合でも後任者が就任するまでは、その業務を 行う。

### (役員の職務)

- 第13条 会長は、会務を統括し、会議のときは議長となる。
  - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
  - 3. 理事は、理事会を構成し、協会の運営にあたる。
  - 4. 監事は会計を監査する。
  - 5. 顧問は、会長の諮問に応じ協会の指導育成にあたる。

### (事務局及び職員)

- 第14条 本会に事務局を設け、次の職員を置く。
  - 事務局長1名、会計1名、書記1名
  - 2. 前項の職員は、会長が任命する。
  - 3. 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
  - 4. 会計は、会計事務を掌る。
  - 5. 書記は、庶務に従事する。

## 第4章 会 議

(会議)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

#### (総会)

- 第16条 通常総会は、年1回開催し、予算及び決算の承認並びに事業計画その他 必要な事項を決議する。
  - 2. 臨時総会は、会長において必要と認めた時又は会員総数の3分の1以上の 請求があったとき、これを招集する。但し、必要に応じ理事会をもって総会 にかえることができる。

#### (定足数)

- **第17条** 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
  - 2. 会員は総会において1個の議決権を有する。
    - (1) 会員は、関係事項につき書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
  - 3. 前項第1号により、議決権を行使するものは出席者とみなす。

### (総会議決権)

- 第18条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。
  - (1) 会則の制定及び変更に関すること。
  - (2) 事業計画及び収支予算の決議に関すること。
  - (3) 事業報告及び収支決算の報告に関すること。
  - (4) その他重要な事項。

### (議事)

第19条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のとき は議長の決するところによる。

> 予め書面議決によることができる旨を定めて通知した場合は 書面決議することができる。

### (理事会)

- 第20条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。 理事会の権限は次のとおりとする。
  - (1)予算、決算その他総会に提出する議案を決定すること。
  - (2) その他会則に定めるもののほか、特に重要な事項を決定すること。
  - 2. 理事会は、会長において必要と認めたときはこれを招集する。 理事総数の3分の1以上の請求があったときは会長は遅滞なく理事 会を招集しなければならない。
  - 3. 理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ、理事会を開催することができない。
  - 4. 理事会の議事は、出席者の過半数によってこれを定め、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第5章 会計及び事業年度

#### (経費)

- 第21条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他収入によってこれに充てる。
  - 2. 脱退又は除名された会員の既納会費等は返還しない。

### (事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

# 附則

この会則は、平成19年7月1日から施行する。 附則

この会則は、平成24年6月7日から施行する。